

「役員の報酬及び退職金について」の改正

地方公共団体情報システム機構第 1 回代表者会議議決「役員の報酬及び退職金について」（議案第 6 号）を次のとおり改正する。

1 改正理由

国において人事院勧告に基づく給与改定が行われることとなったため、国に準じて、機構の役員の俸給月額の上限を引き上げるものである。

2 改正内容

俸給月額の上限の表を次のとおり改正する。

役 職	俸給月額
理事長	1,191,000円以内
副理事長	1,049,000円以内
理事	829,000円以内
監事	772,000円以内
非常勤役員	201,000円以内

3 実施時期

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。